
第4章 環境施策と市・事業者・市民の取組

1 自然・文化環境

～緑や水辺に目を配り、自然・文化環境を守り育てるまち～

2 生活環境

～決まりを守り、快適で健康的に暮らせるまち～

3 地球環境

～日々の生活を見直し、地球環境保全に貢献するまち～

4 循環型社会

～ごみを減らし、資源を循環利用するまち～

5 パートナーシップ

～みんなの手で、よりよい環境創りをするまち～



1 自然・文化環境

1-1 動物・植物の保全

課題

- 本市の豊かな生態系と種の多様性の確保並びに貴重な動植物については、継続的な生息・生態系調査により情報収集を行い、適切な生息・生育環境の保全に努める必要があります。
- 小学生によるハマギクの保護・繁殖の取組や、漁協の協力のもと、小学生によるサケの稚魚放流が行われていることから、このような自然保護の取組を推進していくことが必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 動植物の生態系の保全	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・外来種*による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種数や個体数を増やさないよう啓発に努めます。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・希少動植物が生息・生育できる地域を把握して環境の保全・創出に努めます。 	関係各課
<ul style="list-style-type: none"> ・用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。 ・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。 	
② 動植物の生息・生育情報の収集	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物、絶滅のおそれのある野生生物については、生態調査など、情報収集を行うとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。 	環境衛生課

事業者の取組

- ・開発にあたっては、森林や野生動植物などの自然環境や生態系への負荷を少なくするよう配慮します。
- ・生態系に配慮した工法や時期を選択し、自然環境との調和を図ります。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。

市民の取組

- ・身近な自然や動植物に関心を持ちます。
- ・身近な公園、緑地、水辺などの自然の豊かな場所の保全に協力します。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集したりしないようにします。
- ・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にします。
- ・外来種の魚や動物を自然界に放さないようにします。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
生物多様性地域戦略の策定	未策定	検討	策定済	環境衛生課
内容：ゼロカーボンシティづくりの一環として、地域において生物多様性の現状と課題に対する認識や保全・再生の方向を検討します。				

コラム

生物多様性とは

生物多様性とは、それぞれの地域の歴史の中で生まれ、進化してきた多種多様な生き物たちが、お互いに関わり合いながら暮らしている状態を表す言葉です。地球上には、動植物や微生物など 3,000 万種を超えるといわれる多種多様な生物が、海洋や湖沼、森林などさまざまな環境で生息しています。

生物多様性には、「生態系の多様性、種の多様性、種内の多様性（遺伝子の多様性）」の3つのレベルがあり、私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

生物多様性は、持続可能な社会*づくりに不可欠であり、現在の生物多様性の恵み（生態系サービス）を劣化させず、遺伝資源をはじめとする将来的な利用価値を失わないために、その保全と利用について、適切な対応を行う必要があります。

本市には、さまざまな生き物が生息しており、豊かな生態系を構築していますが、外来種の増加、生物の生息地の開発、気候変動等による生態系への影響が懸念されます。

生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然があること

種の多様性

動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生き物があること

種内の多様性（遺伝子の多様性）

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること

生物多様性の恵み（生態系サービス）

生き物が生み出す大気と水（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・水や栄養塩の循環
- ・気温、湿度の調節
- ・豊かな土壌

暮らしの基礎（供給サービス）

- ・食べ物
- ・医薬品
- ・バイオミミクリー（生物模倣）
- ・木材
- ・品種改良

文化の多様性を支える（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統

自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）

- ・山地災害、土壌流出の軽減



1-2 森林・農地・水辺地の保全

課題

- 大北川上流では、植林された杉を伐採し、落葉樹を植樹する取組が行われているため、今後も推進していく必要があります。
- 木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐等の適切な管理が行われずに荒廃した森林が増え、森林の持つ二酸化炭素の吸収、そして水源かん養や山地災害の防止などの公益的機能の低下が心配されています。森林の持つ機能を向上させるため、除間伐などにより、森林の適切な管理を行っていく必要があります。
- 水田は、多雨時の貯水や地下水の供給、温暖化抑制、水質浄化等のほか、野鳥の餌場としての機能を持っていますが、就農者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が目立ち、大規模な荒廃が加速して、これらの機能が奪われつつあります。農業後継者の確保・育成とともに、農地の環境保全が必要です。

市が行う環境施策(取組)

① 森林の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・森林を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。 ・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。 	農林課
<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。 ・林業の活性化のため、担い手を育成します。 	
② 農地の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業※やエコファーマー※認証を推進します。 ・農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。 ・農村との交流を通じて自然とのふれあいを促進するため市民の農業体験を推進します。 ・農業後継者の確保と育成を推進します。 	農林課
<ul style="list-style-type: none"> ・生産者、消費者に地産地消を広くPRしていきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食では、安全な地元の農産物使用に努めます。 	
③水辺地の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備・改修を行う際には、生物生息空間に配慮した整備を促進します。 ・花貫川や関根川などの河川や小山ダム・花貫ダムなどの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。 	建設課

事業者の取組

- 地元の木材の活用に努めます。
- 森林の適正な維持管理と遊休農地の有効活用に努めます。
- 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。
- 森林の維持・管理活動に参加・協力します。
- 環境保全型農業に積極的に取組、消費者が安心できる作物をつくります。
- 農業用廃材は適正に処理します。
- 店舗では、地元の安全な農産物を積極的に取り扱います。
- 自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。

市民の取組

- 地元の木材の積極的な活用に努めます。
- 森林や農地の価値を理解し、これらを保全するための活動に協力、参加します。
- 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。
- 森林の持つ機能や重要性を知り、自然保護の意識を高めます。
- 遊休農地は適正に管理します。
- 花貫物産センターなどの直売所をはじめ、小売店においても地元の農産物を積極的に購入します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
森林面積	15,450ha	15,450ha 以上	15,450ha 以上	農林課
内容：水源かん養機能の維持増進や二酸化炭素吸収源となる森林面積を維持します。				
間伐実施面積（累積）	849ha	849ha 以上	849ha 以上	
内容：森林の機能を高めるために間伐実施面積を維持します。				
農地面積	724ha	724ha 以上	724ha 以上	農林課
内容：水源かん養機能の維持増進等を図る農地の面積を維持します。				

1-3 緑化の推進

課題

- 意識調査では、「まちの中の緑の多さ」の満足度が10年前より下がっています。市民がもっと身近に緑にふれられるよう、緑を増やしていくことが必要です。
- 夏の強い日差しを遮り、排気ガスや騒音を和らげる効果を活用し、地球温暖化防止や公害防止の観点からも緑化を推進していく必要があります。

市が行う環境施策（取組）

① 公用地内の緑化	担当課
・都市公園など公園の適切な維持管理に努めます。	都市整備課
・街路樹の適切な維持管理に努めます。	建設課
・学校や公園など、公共施設内の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。	関係各課
② 民有地内の緑化	担当課
・広報及びホームページを活用して市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。	環境衛生課
・生け垣の設置やガーデニングなど、住宅における緑化を促進します。	
・工業団地や工場における緑化を促進します。	
・美しいまちをつくるため、花いっぱい運動を推進します。	企画広報課

事業者の取組

- ・工場や事業所の敷地内、屋上、壁面などの緑化に努めます。
- ・街路樹や公園などの維持管理に参加・協力します。
- ・建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮します。
- ・開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。
- ・夏季の緑化には、強い日差しを遮るため、また室温の上昇を抑えるため、緑のカーテンの設置に努めます。

市民の取組

- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。
- ・庭や敷地内の緑化と適正な管理に努めます。
- ・庭木やプランターなどで住まいに緑を取り入れます。
- ・夏季の緑化には、強い日差しを遮るため、また室温の上昇を抑えるため、緑のカーテンの設置に努めます。
- ・花いっぱい運動に参加・協力します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
花いっぱい運動活動団体数 (高萩市市民憲章推進協議会主催)	28 団体	30 団体	35 団体	企画広報課
内容：常会や市民団体及び学校等へ呼びかけ、花いっぱい運動に参加する活動団体の増加を目指します。				

1-4 自然とのふれあい

課題

- 市内の各所に、自然とふれあえる場所が整備されており、利用者も多いことから、今後も必要な整備及び適切な管理が必要です。
- 里山体験や観星会や探鳥会などの自然観察会、歩く会など自然にふれあうイベントが開かれていることから、今後も活動の推進をしていきます。

市が行う環境施策(取組)

①自然とふれあう場の保全と創出	担当課
・身近な自然とふれあえる場として、水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。	建設課
②自然体験の推進	担当課
・身近な自然や生物の情報提供に努めます。	環境衛生課
・自然観察会など自然に親しむ機会を提供する場の充実を図ります。	関係各課

事業者の取組

- ・自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- ・市民のために自然体験等のイベントの開催に努め、自然とふれあう機会をつくります。
- ・林業・農業体験に積極的に参加します。

市民の取組

- ・自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- ・ホテルが生息できる水辺環境の整備など、自然を回復する活動に積極的に参加します。
- ・自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。
- ・林業・農業体験に積極的に参加します。

環境指標と数値目標				
環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
里山体験参加者数	15人	20人	25人	関係各課
内容：里山体験を開催し参加者の増加を目指します。				
自然観察会開催数	3回	5回	7回	
内容：自然観察会の開催回数の増加を目指します。				スポーツ 振興課
歩く会参加者数	191人*	250人	500人	
内容：歩く会を開催し参加者の増加を目指します。				

※台風19号の影響に伴い中止したため、H30年度の実績を記載。

1-5 歴史的・文化的環境の保全

課題

○国指定の天然記念物である安良川の爺スギをはじめ、先人の暮らしの知恵が息づく穂積家住宅、自然エネルギーを利用した水力発電に水を送るめがね橋など、貴重な文化財が各所に点在しています。今後も、文化財の保護・保存・活用に努めることが重要です。

○貴重な本市の歴史と文化を後世に伝えていくため、歴史と文化にふれあう機会を創出し、市民の郷土愛を育てていくことが必要です。

市が行う環境施策（取組）

①文化遺産の保護・保全	担当課
・文化財保全に関する啓発を強化します。	生涯学習課
・文化財や埋蔵文化財の調査、保全を推進します。	
②歴史・文化の継承	担当課
・文化財などを生かした観光やまちづくりを推進します。	観光商工課
・文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。	生涯学習課
・文化財に関する郷土資料の展示などにより、生涯学習や学校教育、歴史や文化に身近に親しむ機会を提供します。	

事業者の取組

- ・地域の歴史的建築物や文化財などの保全活動を積極的に支援します。
- ・文化財や埋蔵文化財の調査研究に協力します。
- ・開発にあたっては、歴史的遺産や周辺の歴史的環境の保全・創出に配慮します。
- ・地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化に関する講座や活動に参加します。

市民の取組

- ・地域の歴史や文化、景観資源を大切にします。
- ・文化財や埋蔵文化財の調査研究に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ・歴史、文化に関する講座や活動に参加します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
指定・登録文化財件数	32 件	33 件	34 件	生涯学習課
内容：指定・登録文化財件数の増加を目指します。				
穂積家住宅及び歴史民俗資料館 来館者数	7,714 人	8,000 人	8,500 人	
内容：穂積家住宅及び歴史民俗資料館の来館者数の増加を目指します。				

コラム

埋蔵文化財など

松岡城跡（江戸時代）

松岡城は、JR 高萩駅の北西 3km の竜子山域に位置し、この城跡は、これまで3回の部分的な発掘調査が実施されています。城跡の構造は、階段状の連郭式山城であり、平成 21 年 3～9 月に、松岡小学校改築に伴う 3 回目の調査が行われ、長屋・土蔵などの建物跡 9 棟のほか、鍛冶工房・井戸跡・防水池・配石溝・塀跡などが発見されています。今まで発掘された中には、永楽通宝や陶器片（伊万里焼、瀬戸美濃焼、相馬大堀焼、肥前系の幕末から明治初期のもの）などが出土しています。

島名城跡（中世～近世）

島名城は、平成 21 年 4～6 月にかけて開発工事に伴い、一部の発掘調査が行われました。島名城については、現在、鏡神社がある北の郭、中央の郭、今回発掘された南の郭と 3 つの郭からなる階段状の連郭式の城館になります。今回の調査では、中世の堀跡 6 条、溝状遺構 2 条、地下式坑 4 基、土抗 61 基、近世の堀跡 1 条、溝状遺構 4 条、根切溝 4 条、植栽痕 2 条、土抗 25 基、性格不明遺構 5 基が確認されました。これらの遺構からは、常滑焼、瀬戸・美濃焼、松岡焼など陶磁器類の破片のほかに、北宋銭や明銭も出土しています。

高萩市内には、そのほかにも赤浜遺跡、小場遺跡、定田遺跡、鳥居前遺跡（岩本坊地点）、赤浜古墳群、浜野遺跡などがあります。

【出典：高萩市歴史民俗資料館 解説シートより】





2 生活環境

2-1 大気環境の保全

課題

- 一般環境大気は、交通量の多い国道6号においても二酸化硫黄^{*}、二酸化窒素^{*}、浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントの環境基準超過日が目立ちます。工場や自動車排ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が原因とされるため、今後も必要な措置を行うことが求められます。
- 公害苦情の多くが、野焼きによる悪臭です。悪臭は、不快感ばかりでなく、大気汚染も招くことがあります。事業者や市民に対してさらなる啓発が必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 大気汚染防止対策	担当課
・事業所からの大気汚染については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	環境衛生課 /県
・大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。	環境衛生課
・アイドリングストップ [*] など環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。	
・市民や事業者へ低公害車 [*] （ハイブリッドカーなど）の導入を呼びかけます。	財政課
・公用車に低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を推進します。	都市整備課
・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。	
② 悪臭防止対策	担当課
・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	環境衛生課 /県
・日常生活に伴う悪臭防止のため、野焼き等による家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。	
③ 大気環境の監視・調査の継続	担当課
・大気環境の測定・監視を強化します。	環境衛生課 /県
・工場・事業所等からの排出ガスに対する監視、指導を強化します。	
・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	

事業者の取組

- ・大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排出基準を遵守するとともに、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。
- ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- ・ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤の利用を控えるとともに、自動車の運転の際は、エコドライブに心がけます。
- ・低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入に努めます。
- ・公共交通機関の利用を心がけます。
- ・事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めます。
- ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

市民の取組

- ・自動車の運転の際は、急発進をせず、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- ・低公害車（ハイブリッドカーなど）を購入するように努めます。
- ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- ・ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出し、野焼きは行いません。
- ・家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- ・大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
光化学オキシダント (Ox) (0.06ppm 以下) ※1 時間値がすべて基準を達成した 日数	298 日	298 日 以上	298 日 以上	環境衛生課
内容：光化学オキシダントの基準を達成した日数を増やすことを目指します。				
大気・悪臭関連の苦情件数 (事業所対象)	0 件	0 件	0 件	
内容：大気・悪臭関連の苦情件数を現状維持することを目指します。				財政課
市役所の低公害車導入率 (特殊車両を除く)	73.5%	85%	100%	
内容：市役所の低公害車導入率を増加することを目指します。				

2-2 水環境の保全

課題

- 今後も水質の監視・調査を継続し、良好な水質の保全が必要です。
- 汚水処理人口普及率は 93.6% (R 元年度末)と高いものの、生活排水による公共用水域への負荷の低減を図るため、さらなる普及の促進が必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 工場・事業場の排水対策	担当課
・「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。	環境衛生課 /県
・油、農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。	環境衛生課
・公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。	関係各課
② 生活排水対策	担当課
・下水道認可区域の整備を進めるとともに、水洗化を促進します。	日立・高萩広域下水道組合
・環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。	環境衛生課 /県
・河川や水路などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。	
③ 水質の監視・調査の継続	担当課
・工場・事業所などの排水に対する監視を強化し、適切な指導に努めます。	環境衛生課 /県
・公共用水域の水質検査を実施し、水環境の保全に努めます。	
・水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	
・水道水源の水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。	水道課

事業者の取組

- ・水質汚濁防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排水基準を遵守するとともに、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。
- ・排水処理の維持管理を行って、工場内並びに排水を適正に処理します。
- ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- ・下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。

市民の取組

- 水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。
- 食べ残しや油などは、流しから排水に流れないように水切りネットなどを使用します。
- 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。
- 下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
河川水質環境基準達成率 (4河川6地点のBOD)	100%	100%	100%	環境衛生課
内容：河川の水質保全を図るため、環境基準達成率を現状維持します。				
汚水処理人口普及率 (県生活排水ベストプランによる)	93.7%	98%	100%	
内容：普及率向上に向けた取り組みを推進していきます。				
水質関連の苦情件数 (事業所対象)	0件	0件	0件	
内容：水質関連の苦情件数を現状維持することを目指します。				

2-3 騒音・振動の抑制

課題

○騒音や振動に関する苦情等は少なく、意識調査により、まちの静けさへの満足度も半数近いことが分かりました。今後も事業活動に対する規制基準の遵守、自動車等の交通騒音の監視・対策の継続が必要です。

市が行う環境施策（取組）

①事業活動等に伴う騒音・振動対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> • 事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき指導を徹底します。 • 工場、事業所に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。 	環境衛生課 /県
<ul style="list-style-type: none"> • 飲食店等でカラオケ機器を使用する際は防音の徹底化を指導します。 • 工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、届け出や規制基準の遵守の徹底を指導します。 • 生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> • 公共施設からの騒音・振動防止に努めるとともに、公共事業において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音機械の使用などを行います。 	関係各課

②自動車・鉄道の騒音・振動対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。 鉄道騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。 	環境衛生課
③騒音・振動の監視・調査の継続	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。 自動車交通騒音の測定・監視を継続します。 	環境衛生課 / 県 環境衛生課

事業者の取組

- 騒音規制法・振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。
- 住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。
- 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。

市民の取組

- 自動車やオートバイの適正管理に努め、騒音・振動防止に努めます。
- 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
騒音・振動の苦情件数 (事業所対象)	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：騒音・振動の苦情件数を現状維持することを目指します。				

2-4 土壌・地盤環境の保全

課題

- 土壌汚染が原因とされる地下水汚染については、毎年調査地区を選定して測定・監視していますが、今後も継続していくことが必要です。
- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排水の地下浸透を禁止するなどの規制をしていますが、農地に使用される肥料や農薬からも汚染が発生するおそれがあるため、事業者や市民に対し土壌汚染防止のための指導を行っていくことが必要です。
- 地盤沈下は見られていませんが、今後も地下水の適正利用を推進していくことが必要です。

市が行う環境施策（取組）

土壌汚染・地盤沈下対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。 	環境衛生課 /県
<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所における土壌汚染を防止するため指導を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の促進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。 	農林課

事業者の取組

- ・法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・廃棄などにあたっては、事業所からの土壌汚染防止に努めます。
- ・地下水の適切な利用に努めます。
- ・農薬や化学肥料などの使用を抑える環境保全型農業に積極的に取り組みます。

市民の取組

- ・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。
- ・環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用しないようにし、使用する場合は適正に使用します。
- ・地下水の適正な利用に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年 度)	担当課
土壌汚染の発生件数	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：土壌汚染の発生件数を現状維持することを目指します。				

2-5 有害化学物質等による環境汚染の防止

課題

○有害化学物質による環境汚染対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、有害化学物質の危険性に関する情報の収集及び提供を行っていくことが必要です。

市が行う環境施策（取組）

有害物質の排出防止対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。 	環境衛生課 /農林課
<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、PRTR 制度※（化学物質排出移動量届出制度）及び SDS 制度※（安全データシート）を周知し、化学物質の適正な管理・使用を指導します。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> 違法な野焼きについては廃棄物焼却に関する禁止規制及びダイオキシン類の発生抑制について周知・指導します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を指導します。 	

事業者の取組

<ul style="list-style-type: none"> 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）はじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 事業所における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努めます。 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

市民の取組

- 有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。
- 化学物質の環境リスクに関する理解を深め、農薬や洗剤などの使用方法を守るなど、環境への配慮に努めます。
- ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出し、野焼きは行いません。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
有害化学物質による環境汚染の発生件数	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：有害化学物質による環境汚染の発生件数を現状維持することを目指します。				



3 地球環境

3-1 地球温暖化対策の推進

課題

- 意識調査では、地球温暖化問題に市民の関心が高く、不安に感じています。市民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- 地球温暖化によって引き起こされている気候変動への適応策を周知及び啓発することが必要です。
- ゼロカーボンシティの実現のためには、市・事業者・市民が、これまでの取り組みから更に踏み込んだ対策を実行することが必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 地球温暖化対策の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に関する啓発を推進します。 ・「高萩市地球温暖化対策実行計画」（市の事務事業に関する温室効果ガスを削減するための計画）を推進し、達成率の公表をします。 ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」の策定を検討します。 ・緑のカーテン設置を推進します。 ・ゼロカーボンシティを実現するために、森林の維持管理の推進によるCO₂吸収量と生活圏の削減取組によって実質排出ゼロを目指します。 ・二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創造に努めます。 	環境衛生課
② 省資源、省エネルギーの推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギーの啓発を推進します。 ・クールビズ[※]、ウォームビズ[※]の普及を推進します。 ・事業者に対して、使い捨て商品の販売や過剰包装の自粛を求め、省資源を目指した製品の開発を促進します。 ・低公害車への買い換えや公共交通機関の利用を推進します。 ・エコドライブの普及啓発活動に努めます。 ・ノー残業デーやノーマイカーデーを推進し、省エネルギーに努めます。 ・雨水の有効利用や水の再利用を推進します。 ・輸送に伴う、環境への負荷低減の観点から、地産地消を推進します。 ・路線バス利用者への利便性向上を図るため、ダイナミックルーティング（DR）システムを構築し利用を推進します。 ・建築物における、エネルギー効率の高い施設の整備及び利用を推進します。 ・ゼロカーボンシティを実現するために、低炭素化への周知・取組を行い、家庭・事業所等へ省エネ促進に向けた啓発を推進します。 	環境衛生課 農林課 企画広報課 関係各課

③ 新エネルギーの利用推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー等の活用に向けた普及啓発を図り、導入を推進します。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー等の技術開発や補助についての情報を提供します。 	

事業者の取組

- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- 事業活動において、省エネや節水に努めるとともに、資源やエネルギーの循環利用を進めます。
- 事業所内での冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）で使用します。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。
- 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際にはエコドライブを実践します。
- 自動車を購入する際は、低公害車の導入に努めます。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選びます。
- 生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。
- 事業所の採光の工夫や太陽光を利用した設備の導入など、環境にやさしい自然エネルギーの利用に努めます。
- 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や鉄道・船舶の利用（モーダルシフト）など、物流の効率化を図り、車両走行量の抑制に努めます。
- 強い日差しによる、室温の上昇を抑え、冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。
- ノー残業デーやノーマイカーデーを設けるなど、省エネルギーに努めます。
- ノーマイカーデーには、自動車の利用を控え、公共交通機関（ダイナミックルーティングシステム）の利用に努めます。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）※を活用し、環境への負荷の少ない製品の製造に努めます。
- 雨水貯留槽や節水器具を設置し、雨水の有効利用や節水に努めます。
- 熱帯雨林から生産された資材の使用削減に努めます。
- 業務提携の際には、環境に配慮している取引先を選択します。
- 酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの排出抑制に努めます。

市民の取組

- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 日常生活において、省エネや節水に努めます。
- 不要な照明は消灯し、冷暖房のこまめな温度設定を行うなど、省エネルギーに努めます。
- テレビなどの電気製品を使わないときは、主電源を切るようにします。
- 家電製品、給湯設備を購入する際は、高効率な省エネ製品を購入するように努めます。
- 照明については、インバーター式や自動消灯装置のついた商品、電球型蛍光灯、LEDを利用した商品を選択します。
- エコマークやグリーンマーク[※]のついた環境にやさしい商品を選択します。
- 住宅の新築、改築時には、高断熱・高气密な省エネルギー型の環境住宅を検討し、併せて高効率な給湯や空調設備などの導入を検討します。
- 太陽光発電の利用や採光に配慮する等、自然エネルギーの導入と有効利用に努めます。
- 給湯器や冷暖房機器の購入時には、ヒートポンプ[※]技術や燃料電池を活用した高効率機器を購入するように努めます。
- 自家用車を購入する際は、低公害車の購入に努めます。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ダイナミックルーティング（DR）システムを利用し、路線バスの活用に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際にはエコドライブを実践します。
- 強い日差しによる、室温の上昇を抑え、冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。
- 雨水貯留槽や節水器具を設置し、雨水の有効利用や節水に努めます。
- 輸送に伴う環境への負荷を低減させるため、地産地消に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
温室効果ガス排出量 (市関連施設)	2,731.5 t-CO ₂	市地球温暖化対策実行計画による		環境衛生課
内容：高萩市地球温暖化対策実行計画による温室効果ガス排出量の削減を目指します。				
市庁舎等への緑のカーテン設置 件数	14 件	20 件	25 件	
内容：市庁舎等への緑のカーテン設置件数の増加を目指します。				
もらワンちゃん緑のカーテン コンテスト参加者数	13	16	20	
内容：もらワンちゃん緑のカーテンコンテストの周知を行い、参加者数の増加を目指します。				

4 循環型社会



4-1 ごみの減量化の推進

課題

- ごみの排出量は、人口の減少により横ばいから減少傾向で推移していますが、ごみの処理、処分のほとんどを民間業者への委託に頼っており、今後ごみの減量化に向け施策を継続していくとともに、新たな施策を検討していく必要があります。
- 更なる資源の有効活用に向け、排出段階でのごみの分別を事業者や市民へ徹底することが必要です。
- 家庭から排出される生ごみを減らすため、「生ごみ処理容器」、「電動式生ごみ処理機」の購入助成を行っていますが、導入率は低い状況です。導入を推進していくための周知が必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 家庭ごみ排出の抑制	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制を図ります。 ・ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみに関するデータを公表していきます。 ・ごみ分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭ごみの排出量の削減を進めます。 ・生ごみの減量とともに、有機資源をリサイクルした堆肥化を促進します。 ・使い捨て袋（レジ袋）の排出抑制のため、マイバッグを推進します。 ・環境にやさしい商品の販売や商品の簡易包装やレジ袋削減などに取り組んでいる商店に対し、エコ・ショップ制度への登録を促すとともに、広く市民に周知し、商店・消費者・行政が一体となったごみの減量化、資源化を目指します。 ・地産地消をはじめとする環境にやさしい調理法（エコクッキング）や食品ロスの削減の普及・啓発を図ります。 	環境衛生課
② 事業ごみ排出の抑制	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制を図ります。 ・事業所における、ごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を積極的に行います。 ・公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。 	環境衛生課 関係各課

事業者の取組

- ・廃棄物減量化計画を作成するなどし、ごみの減量を図ります。
- ・ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・過剰包装品や使い捨て製品についての製造・販売・使用の自粛に努めます。
- ・製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。
- ・事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。
- ・ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- ・イベント等を開催する場合には、ごみの発生の抑制に努めます。
- ・事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用を推進し、紙の節約に努めます。
- ・製品の規格化を行い、ごみの発生しにくい製品の開発に努めます。
- ・施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッション*を目指します。

市民の取組

- ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないように努めます。
- ・過剰包装は断り、簡素な包装の商品を選びます。
- ・使い捨て商品ではなく繰り返し利用可能な商品を選びます。
- ・洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。
- ・エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残し、食品ロスなどの廃棄分を減らします。
- ・生ごみの水気をよく切って排出したり、堆肥化したりするなど、減量に心がけます。
- ・ごみ処理について家庭で話し合い、ごみの減量化に向けて意識を高めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
1人1日当たりのごみの排出量 (一般廃棄物)	884g	815g 以下	815g 以下	環境衛生課
内容：ごみの分別収集やリサイクル活動の推進により、ごみ排出量の削減を目指します。(高萩市一般廃棄物処理基本計画より)				

4-2 廃棄物の適正な排出と処理

課題

- ごみのポイ捨てが多く、意識調査では「まちなみ景観の美しさに不満」が高い理由の一つになっています。また、行政への要望のトップが「ごみの散乱・不法投棄対策」であったことから、今以上に、ごみのポイ捨て防止の周知や強化が必要です。
- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。
- フロン類を用いた製品の、適正な回収・処分を行うため、フロン排出抑制法による規制・指導等を行っていくことが必要です。

市が行う環境施策（取組）

① 廃棄物の適正な排出の指導	担当課
・ 家庭ごみの分別の徹底と排出マナーを指導します。	環境衛生課
・ 事業系ごみの適正な排出を指導します。	
・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。	
② 不法投棄の防止	担当課
・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による啓発活動を行います。	環境衛生課
・ 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。	
・ 土地所有者（管理者）へ防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。	
・ 不法投棄件数の公表をしていきます。	
③ フロン類の適正処理	担当課
・ 廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。	環境衛生課
・ 事業者に対し、フロン排出抑制法に基づく、フロン類の適正な回収・処理を指導します。	
・ フロン類を使用していない製品の開発及び使用を推進します。	

事業者の取組

- ・事業系廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)※により責任を持って管理します。
- ・防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・所有地の適正な管理に努めます。
- ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- ・家畜ふん尿は適正に処理します。
- ・産業廃棄物の処理を委託する際は、優良産業廃棄物処理業者を選択します。
- ・景観保全とポイ捨て防止のため、所有地周辺など、身近な雑草の除草を心がけます。
- ・脱フロン型の生産体制の整備に努めます。
- ・フロン類を使用していない製品の利用を推進します。
- ・フロン排出抑制法に基づき、フロン類の適正な回収・処理に努めます。

市民の取組

- ・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- ・空き缶やたばこのポイ捨て防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めます。
- ・防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・景観保全とポイ捨て防止のため、自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。
- ・ペットのふんは飼い主が責任を持って始末します。
- ・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。
- ・登山やキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰ります。
- ・ごみの自家焼却(野焼き)は行いません。
- ・家庭用冷蔵庫及びエアコンを廃棄するときは、適正にフロン類を回収するため、家電リサイクル法に基づき、速やかに適切な引き渡しを行います。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
不法投棄処理件数	11 件	6 件	0 件	環境衛生課
内容：不法投棄の監視等により、不法投棄処理件数の減少を目指します。				

4-3 リサイクルの推進

課題

- 一般廃棄物の資源化率は資源化品目を増やしたことで年々増加してきましたが、近年は減少傾向にあります。今後も資源化を推進していくことが必要です。
- エコ・ショップ制度の登録店が少ないため、普及の推進が必要です。

市が行う環境施策(取組)

① 3R運動の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、資源化を図ります。 ・3R運動「リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)」の普及啓発に努めます。 ・「容器包装リサイクル法」等に基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 ・リサイクル施設の整備により中間処理体制を強化し、資源化を推進します。 ・資源化できる分別品目の追加を推進します。 ・エコ・ショップを推進します。 ・新たなリサイクルの仕組みづくりを検討します。 	環境衛生課
② 再生品の利用推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内において再生品などの環境にやさしい商品の購入に努めます。 ・再生品を利用した商品や再生利用可能な商品開発を行っている事業者及び商品を広く紹介します。 ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。 	環境衛生課

事業者の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるリサイクルを推進します。 ・不用品などのリサイクルに努めます。 ・集団資源回収活動へ参加します。 ・グリーンマーク、エコマーク商品の購入を積極的に勧めます。 ・古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。 ・再利用可能な環境にやさしい製品の開発・製造・販売に努めます。 ・再生された製品・原料・材料の購入、利用を推進します。 ・食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどは店頭回収し、リサイクルに努めます。 ・家畜ふん尿は適正に堆肥化して有効利用します。 ・自社製品の回収・リサイクルを推進します。 ・事業活動における廃棄物について、自社での再利用や有価物又は製品として流通させることで、有効利用を図ります。 ・建築資材は、再生品や再利用可能なものを選択します。 ・どのようなものがリサイクルできるか行政を通じてPRします。
--

市民の取組

- ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・グリーンマーク、エコマーク商品の購入を心がけます。
- ・集団資源回収へ積極的に参加します。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
- ・生ごみを堆肥化するなど、リサイクルを心がけます。
- ・リターナブル瓶や詰め替え可能な商品、リサイクル可能な商品などの購入に努めます。
- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた製品等、再生品の活用にも努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
リサイクル率（一般廃棄物）	20.1%	24.7%	25.0% 以上	環境衛生課
内容：ごみの排出量に対するリサイクルの割合を増やすことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷低減を目指します。（高萩市一般廃棄物処理基本計画より）				
集団回収による資源回収量	40 t	40 t 以上	40 t 以上	
内容：市民団体がやっている再生資源の集団回収は、再生資源の分別への意識向上につながることから、活動を推進し資源回収量の増加を目指します。				
エコ・ショップ認定店舗数	5 件	8 件	10 件	
内容：小売業への参加を促し、認定店舗を増やすとともに、市民に対し「エコ・ショップ」の取り組みを紹介し積極的な利用を促します。				

コラム

エコショップ

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクルなど環境に配慮した活動に取り組むことを宣言した小売店舗のことです。具体的には、以下の項目のうちいずれか1つ以上を実施している市内の小売店舗（大規模小売店舗、スーパーマーケット等）です。

対象となる取組内容

- 環境にやさしい商品の積極的な販売
（エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等）
- 環境にやさしい商品コーナーの設置
- 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなど簡易包装の推進
- レジ袋の削減のための買い物かご等持参の促進
- 取扱商品の修理等の実施
- 広告チラシ等への再生紙の使用
- 空き缶の店頭回収の実施
- 空き瓶の店頭回収の実施
- 紙パック容器の店頭回収の実施
- トレーの店頭回収の実施
- PET ボトルの店頭回収の実施
- その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施



5 パートナーシップ

5-1 環境教育及び環境学習の推進

課題

- 小中学校では、学校単位で主に地域環境を活用した環境教育計画を作成し、学習時間や学校行事等に組み込み環境教育を推進しています。
- 意識調査では、子どもたちの環境問題への関心は高いものの、環境学習会や保全活動への参加意欲は低いため、参加しやすい活動スタイルの検討が必要です。
- 市域で行われるイベントや活動を通して環境にかかわる情報を広く提供し、市民が環境について学習できる機会をつくる必要があります。

市が行う環境施策（取組）

① 環境学習の推進	担当課
・自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。	環境衛生課 教育委員会
・環境学習の拠点となる、リサイクルセンターにおける学習内容の充実を図ります。	環境衛生課
・市域で行われるイベントなどで環境にかかわる啓発を行います。	
・環境学習の出前講座などを検討します。	
・参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。	
② 環境教育の推進	担当課
・小中学校での環境に関する学習を支援します。	環境衛生課
・環境家計簿 [*] やキッズミッション [*] の取り組みを奨励します。	
・環境に関する絵画や作品などのコンクールを行います。	
③ 環境情報の収集及び提供	担当課
・環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。	環境衛生課 生涯学習課
・国や県、市民、学校、事業者、環境保全に関する活動を行っている団体などから環境情報を収集し、活用に努めます。	環境衛生課
・市のホームページや広報、パンフレットなどを通じて、環境保全等に関する各種行事や活動の情報を発信します。	

事業者の取組

- 職場での環境教育・環境研修に努めます。
- 行政やNPOなどが行う環境学習会への参加・協力を努めます。
- 自然とふれあう場の整備に協力します。
- 自然観察会などの体験学習に参加・協力します。
- 市報や市のホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- 環境保全に関する情報を可能な範囲で市民に公開するよう努めます。
- 広報等による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。
- 産業祭で環境関連のイベントを行います。

市民の取組

- 環境の講習会やイベント、環境関連施設見学会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。
- 農業などの体験学習に参加・協力します。
- 環境家計簿やキッズミッションなどを使って、日常生活における環境負荷などについて、家庭で話し合います。
- 市報や市のホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- テレビ、新聞、本などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
- 広報等による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。
- 農業体験（高萩市里山づくり委員会等）を通じて、親子でできる自然観察（田畑の植物や生物の観察）を行い、自然の仕組みや自然環境について学びます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
環境保全意識の啓発活動回数	5回	7回	10回	環境衛生課
内容：事業者や市民等に環境保全意識の向上を図るため、啓発活動を積極的に行います。				
少年探検講座参加率	22.5%	50%	70%	生涯学習課
内容：広報等により事業者、市民への周知を図り参加率の増加を目指します。				

5-2 環境保全活動の推進

課題

- 環境保全活動を推進するためには、市民・事業者及び関係団体が連携して協働することが必要です。
- 環境保全活動を市民・事業者に周知するためには情報提供が必要です。
- 森林の保全や管理のために間伐対策を行うため、関係団体との連携が必要となります。
- 市民による廃品回収活動、ホテルの里づくりなどの環境保全活動をしている団体との連携が必要となります。
- 事業者による地球温暖化防止を意識した省エネ対策、廃溶剤の再利用や各種廃棄物の有効利用、廃木材チップからの再製品化などのリサイクル事業、海岸清掃への参加など活動の普及・啓発を図ることが必要です。
- 高萩市環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」の活用数を増やし、環境保全活動の推進を行うことが必要です。
- 市内外の市民・事業者団体の協力の下、海岸の一斉清掃が行われていることから、引き続き推進していきます。

市が行う環境施策（取組）

① 環境保全活動の普及・啓発	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための支援に努めます。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市報などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動による、環境への負荷低減のため、事業者に対し、環境マネジメントシステムなどの導入を働きかけます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を活用し、市民及び事業者の環境保全意識の向上に役立てます。 	
② 環境保全活動の支援	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や学校、常会等が行う、環境保全に関する活動の支援に努めます。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティアや環境 NPO 等が行う、環境保全に関する活動の支援に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の人材の育成に努めます。 	

③ 環境美化の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸及び市内清掃を支援します。 	企画広報課 環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発に努めます。 ・ 雑草などの繁茂した、空き地の適正な管理を指導します。 	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道脇の雑草の適正な管理に努め、景観保全とポイ捨て防止を図ります。 	関係各課

事業者の取組

- ・ 職場、地域における環境保全活動を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステムを導入するなど、環境保全に向けて社内体制の整備を進めます。
- ・ 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。
- ・ 他の事業所や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。
- ・ 高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を起用した環境保全活動に参加・協力します。
- ・ 地域における美化活動などに積極的に参加します。

市民の取組

- ・ 家庭において、省エネや節水、ごみの分別やリサイクルなどの環境保全活動を積極的に行います。
- ・ 市民団体や学校、子供会、町内会等が行う環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ 地域の環境保全活動に参加する際、家族や近所の人へ参加を呼びかけます。
- ・ 高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を起用した環境保全活動に参加・協力します。
- ・ 海岸及び市内一斉清掃など地域の環境美化活動に積極的に参加します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
海岸一斉清掃参加者数 <small>(高萩市市民憲章推進協議会主催)</small>	800 人	1,050 人	1,100 人	企画広報課
内容：広報等により事業者、市民への周知を図り参加者の増加を目指します。				
高萩市環境イメージキャラクター 「もらワンちゃん」活用数	4 件	8 件	12 件	関係各課
内容：積極的に高萩市環境イメージキャラクターの「もらワンちゃん」を活用します。				